

○厚生労働省告示第三百七十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関として次に掲げる者を登録したので、同法第二十三条の八第一項の規定に基づき公示する。

平成三十年十一月十三日

厚生労働大臣 根本 匠

登録 番号	名称	住所	基準適合性認証 を行う事業所の 所在地	基準適合性認証の業務の範囲	登録をした 日
AP	ビューロー ーベリタ スジャパ ン株式会 社	神奈川県 横浜市 中区山下町 一番地	神奈川県横浜市 中区山下町一番 地 シルクビル 二F	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの 一 能動型植込み機器（工業標準	平成二十七 年九月一日

---

---

---

---

化法（昭和二十四年法律第百八十五号に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）  
（T〇六〇一一の適用となるものに限る。）

二 能動型植込み機器（日本工業規格T〇六〇一一の適用となるものを除く。）

三 麻醉・呼吸用機器（日本工業規格T〇六〇一一の適用となるものに限る。）

四 麻醉・呼吸用機器（日本工業規格T〇六〇一一の適用となるものを除く。）

五 歯科用機器（日本工業規格T〇六〇一一の適用となるもの

---

---

---

---

---

---

に限る。)

六 歯科用機器（日本工業規格 T

○六〇一一一の適用となるものを除く。）

七 医用電気機器

八 施設用機器（日本工業規格 T  
○六〇一一一の適用となるものに限る。）

九 施設用機器（日本工業規格 T  
○六〇一一一の適用となるものを除く。）

十 非能動型植込み機器（日本工業規格 T○六〇一一一の適用となるものに限る。）

十一 非能動型植込み機器（日本工業規格 T○六〇一一一の適用

---

---

---

---

---

となるものを除く。)

十二 眼科及び視覚用機器（日本工業規格T〇六〇一一一の適用となるものに限る。）

十三 眼科及び視覚用機器（日本工業規格T〇六〇一一一の適用となるものを除く。）

十四 再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一一一の適用となるものに限る。）

十五 再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一一一の適用となるものを除く。）

十六 単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一一一の適用となるものに限る。）

---

---

	AQ		
株式会社	インター テックジ ヤパン株	東京都港 区海岸三 丁目十八 番一号	
芝浦ビル四階	東京都区海岸 三丁目十八番一 号ピアシテイ		
の規定により厚生労働大臣が基準	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項	十七 単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一一の適用となるものを除く。） 十八 家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器 十九 補聴器 二十 放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一一の適用となるものに限る。） 二十一 放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一一の適用となるものを除く。）	
	平成二十九 年四月一日		

---

---

---

ピアシテ  
イ芝浦ビ  
ル四階

---

を定めて指定する管理医療機器の  
うち次に掲げるもの

一 歯科用機器（工業標準化法（  
昭和二十四年法律第百八十五号  
に基づく日本工業規格（以下「  
日本工業規格」という。）T〇  
六〇一一の適用となるものに  
限る。）

二 医用電気機器

三 施設用機器（日本工業規格T  
〇六〇一一の適用となるもの  
に限る。）

四 眼科及び視覚用機器（日本工  
業規格T〇六〇一一の適用と  
なるものに限る。）

五 家庭用マッサージ器、家庭用

---

電気治療器及びその関連機器 六 放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一一一の適用となるものに限る。）